

北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年1月17日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

環境課及び高齢福祉課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年11月25日までの所管事務

実施期間 令和4年10月31日から令和4年11月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

環境課及び高齢福祉課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜環境課＞

主な所管事務は、環境保全（空き家を含む。）対策、エネルギー対策及び地球温暖化対策、公害の防止、犬、猫等、ねずみ族及び衛生害虫、防疫、墓地、納骨堂及び火

葬場の経営及び改葬の許可、生物多様性、し尿及び浄化槽、廃棄物の処理及び清掃、循環型社会形成の推進、北名古屋衛生組合に関する事務である。

(1) 契約事務について

執行伺いを作成していないもの、予定価格書を作成していないもの及び契約書の添付書類が誤っているものがあった。

意 見

ごみ処理手数料について、ごみ袋の窓口交付があることから、ごみ袋取扱店委託の手数料及び事業系可燃ごみ処理手数料の歳入全てを事後調定している。そのため年度を跨ぐ収入未済額が発生すると決算に反映されず、会計処理の正確性に欠けることから、事前調定と事後調定に科目を分けて取り扱う方法を検討されたい。

<高齢福祉課>

主な所管事務は、福祉総合窓口、高齢者福祉、高齢者福祉団体、高齢者福祉施設、高齢者福祉計画、介護保険料、要介護認定、介護給付及び予防給付、介護保険事業計画、地域包括ケア推進、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、地域包括支援センターの運営、任意事業、認知症対策、回想法事業、権利擁護、高齢者虐待、福祉部の庶務に関する事務である。

(1) 補助事業について

高齢者ふれあいサロンについて、現地の運営確認を今年度は実施していないため、一定数については現地確認をしていただきたい。また、申請書類の中の補助金対象項目の摘要欄に、詳細な使途の記載がされていない団体があった。適切な使途であることを確認、指導のうえ交付決定していただきたい。